

災害時における物資供給に関する協定書

柏市を甲とし、株式会社マツモトキヨシを乙とし、甲乙間において、次の条項により、協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 柏市に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 柏市以外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あつせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

(調達物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否を決定するものとする。

(要請の方法)

第3条 第1条の要請は、「災害時物資引渡し要請書(様式1)」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 乙は甲から第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置の状況報告書(様式2)」により甲に提出するものとする。

(物資の引渡し)

第5条 第4条の規定により要請を受けた乙が甲に対して優先的に物資を引き渡すよう努めるものとする。また、引き渡す場所は、

乙の店舗とし、当該場所に甲の職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(費用)

第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づきその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における販売価格を基準として、請求書を作成し、災害時物資引渡し要請書の写しを添えて甲へ費用を請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により請求を受けた場合は、概ね14日以内に乙に支払うものとする。ただし、当該請求に疑義が生じた場合、甲は乙に協議を申し入れることができる。

(連絡責任者)

第7条 乙は営業時間内及び営業時間外の連絡先を明らかにし、引渡し責任者を決めておくものとする。

(協定期間及び更新)

第8条 この協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、この協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間が満了する日の1か月前までに甲乙いずれからもこの協定を解除する旨の意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(疑義の決定等)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲及び乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

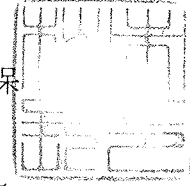
平成28年 10月 17日

柏市柏五丁目10番1号

甲

柏市

柏市長 秋山 浩 保



松戸市新松戸東9番地1

乙

株式会社マツモトキヨシ

代表取締役社長 成田 一 夫

